奈良工業高等専門学校校章、ロゴマーク、スクールカラー及び学科カラーに関する規程

平成26年 2月12日制定 平成27年 3月 6日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良工業高等専門学校(以下「本校」という。)の校章、ロゴマーク、スクールカラー及び学科カラーに関し必要な事項を定めるものとする。

(校章)

第2条 本校の校章は、別図第1のとおりとする。

(ロゴマーク)

第3条 本校のロゴマークは、別図第2のとおりとする。

(スクールカラー)

第4条 本校のスクールカラーは「えんじ(臙脂)」とし、その色指定は別図第3のとおりとする。

(学科カラー)

- 第5条 本校の学科カラーは次の各号とし、その色指定は別図第4のとおりとする。
  - 一 機械工学科 「赤」
  - 二 電気工学科 「黄」
  - 三 電子制御工学科 「緑」
  - 四 情報工学科 「青」
  - 五 物質化学工学科 「紫」
  - 六 一般教科 「橙」
  - 七 専攻科 「灰」

(使用者の資格)

- 第6条 本校の校章, ロゴマーク(以下「校章等」という。)を使用することができる者は, 次の各号に掲げる者とする。
  - 一 本校
  - 二 本校の教職員又は学生(以下「教職員等」という。)
  - 三 本校の教職員等が結成する団体
  - 四 本校と共同研究等の契約を交わした企業又は本校の研究成果を活用する企業等
  - 五 本校の支援団体(後援会,同窓会及び生活協同組合を含む。)
  - 六 その他本校が校章等の使用を認めた団体等

(使用範囲)

- 第7条 校章等の使用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - 一 本校の旗等の正規装飾品

- 二 本校が発行する印刷物 (ホームページを含む。)
- 三 本校が作成する便せん、封筒等の文具等の類
- 四 本校の教職員等が研究、教育及び広報活動に関連して使用するもの
- 五 本校の教職員等の名刺
- 六 その他校長が適当と認め、許可したもの

(使用方法)

- 第8条 校章等の使用は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - 一 校章等の形状は、原則別図第1,2に示すものとし、改変してはならない。ただし、用 途により校章等に高専名等を組み合わせて用いることができる。
  - 二 校章等の色は、原則別図第1,2で定める色とする。ただし、用途により、これ以外の 色を使用することができる。
  - 三 校章等の使用に当たっては、本校の尊厳及び品位を損なうことがあってはならない。 (申請及び担当課)
- 第9条 校章等を使用しようとする者は、所定の申請書(別紙様式1)を総務課総務係へ提出 して、校長の許可(別紙様式2)を得なければならない。
- 2 前項にかかわらず, 第7条第1項第一号から第五号に該当する場合は, 手続きを要しない。
- 3 第1項の使用申請及び許可業務並びに校章等の使用に関する事務は、総務課総務係において処理する。

(第三者使用の禁止)

第10条 校章等を使用する者は、本校の同意なしに第三者に使用させてはならない。 (使用許可の取消し等)

第11条 校長は、当該校章等の使用目的又は使用方法等が適当でないと認めたときは、使用 の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

附則

- 1 この規程は、平成26年2月12日から施行する。
- 2 奈良工業高等専門学校校章に関する規程,奈良工業高等専門学校ロゴマークに関する規程,奈良工業高等専門学校校章及びロゴマークの使用に関する規程は廃止する。

附則

この規程は、平成27年3月6日から施行する。